

参 考 資 料

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2 日光市空家等の適正管理に関する条例
- 3 日光市空家等の適正管理に関する条例施行規則
- 4 日光市特定空家等除却費補助金交付要綱
- 5 日光市空き家情報登録制度実施要綱
- 6 日光市商店リフレッシュ事業費補助金交付要綱
- 7 日光市空き店舗対策家賃補助事業費補助金交付要綱

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2** 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3** 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4** 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2** 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の

空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと

解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一條 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとす

る者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制

上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 日光市空家等の適正管理に関する条例

平成26年3月13日

条例第1号

改正 平成29年3月6日条例第13号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関する必要な事項を定めることにより、安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(平29条例13・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(平29条例13・全改)

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適正な管理に関する施策を推進するものとする。

2 市は、自治会その他関係機関と連携し、空家等の適正な管理に関する意識の啓発を行うものとする。

(平29条例13・一部改正)

(空家等対策計画の策定)

第4条 市長は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条の規定に基づき、空家等対策計画を定めるものとする。

(平29条例13・追加)

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が特定空家等にならないよう適正な管理をしなければならない。

(平29条例13・旧第4条繰下・一部改正)

(情報提供)

第6条 何人も、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(平29条例13・旧第5条繰下・一部改正)

(応急措置)

第7条 市長は、空家等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫し、かつ、所有者等が速やかに当該危険を回避するために必要な措置を講ずることができないと認めるとときは、当該危険を回避するため、必要な最低限度の措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の応急措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等の所在が判明しないときその他やむを得ない事由により所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用をその所有者等から徴収することができる。

(平29条例13・全改)

(助成)

第8条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告に従って措置を行う者に対し、別に定めるところにより助成を行うことができる。

(平29条例13・旧第14条繰上・一部改正)

(審議会の設置)

- 第9条 この条例の適正な運用を図るため、日光市空き家等適正管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。
 - 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平29条例13・旧第15条繰上・一部改正）

（関係機関への要請）

- 第10条 市長は、警察その他の関係機関と連携し、必要な措置について要請することができる。

（平29条例13・旧第16条繰上）

（委任）

- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平29条例13・旧第17条繰上）

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の日光市空き家等の適正管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第15条第2項の規定により委嘱されている日光市空き家等適正管理審議会の委員である者は、この条例による改正後の日光市空き家等の適正管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項の規定により日光市空き家等適正管理審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第9条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における改正前の条例第15条第3項に規定する委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

（日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年日光市条例第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

3 日光市空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成26年6月17日

規則第56号

改正 平成28年3月31日規則第29号

平成29年3月28日規則第22号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び日光市空家等の適正管理に関する条例（平成26年日光市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29規則22・一部改正)

(特定空家等の認定基準)

第2条 法第2条第2項の特定空家等の認定の基準は、市長が別に定める。

(平29規則22・全改)

(特定空家等の管理)

第3条 法第9条第1項又は第2項の規定による調査の結果、当該調査に係る空家等が特定空家等であると認定したときは、特定空家等管理台帳（様式第1号）に記録し、管理するものとする。

(平29規則22・全改)

(情報提供)

第4条 条例第5条の規定による情報提供は、空家等に関する情報提供書（様式第2号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(平29規則22・全改)

(立入調査)

第5条 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

(平29規則22・全改)

(助言又は指導)

第6条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（様式第5号）により行うものとする。ただし、助言については、必要により口頭で行うことができる。

(平29規則22・全改)

(勧告)

第7条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(平29規則22・全改)

(命令)

第8条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第8号）とする。

3 法第14条第5項の規定による請求は、公開による意見の聴取請求書（様式第9号）により行うものとする。

4 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書（様式第10号）により行うものとする。

5 法第14条第11項の標識は、標識（様式第11号）とする。

（平29規則22・全改）

（代執行）

第9条 法第14条第9項の規定による処分（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第12号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書（様式第13号）とする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第14号）とする。

（平29規則22・全改）

（応急措置）

第10条 条例第7条第1項に規定する応急措置を実施するに当たっては、所有者等に対して応急措置実施通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（平29規則22・旧第11条繰上・一部改正）

（審議会の組織等）

第11条 条例第9条の日光市空家等適正管理審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）弁護士

（2）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

（3）日光市自治会連合会から推薦された者

（4）その他市長が必要と認める者

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（1）条例第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項。

（2）特定空家等の認定の基準に関する事項。

（3）特定空家等に対する措置の方針に関する事項。

（4）その他市長が必要と認めた事項

（平29規則22・旧第12条繰上・一部改正）

（会長及び副会長）

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平29規則22・旧第13条繰上）

（会議）

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（平29規則22・旧第14条繰上）

（審議会の庶務）

第14条 審議会の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(平29規則22・旧第15条繰上)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平29規則22・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に開かれる会議は、第14条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成28年3月31日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4 日光市特定空家等除却費補助金交付要綱

平成26年4月1日
告示第45号
改正 平成29年4月1日告示第63号
(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日光市空家等の適正管理に関する条例（平成26年日光市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、特定空家等の除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（以下「除却等」という。）に係る費用の一部を補助する日光市特定空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(平29告示63・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(平29告示63・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告に従って除却等を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本市の固定資産課税台帳に登載されている家屋であって、所有権以外の権利が存しない特定空家等の所有者等
- (2) 補助金申請時において、日光市の市税等及び公共料金に滞納がない者（所有権者が複数の場合は、その全員）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは、暴力団員と密接な関係を有するもの。
- (2) 特定空家等が複数人の共有又は相続財産である場合で、当該共有者全員又は相続人全員から除却等についての同意を得られないもの。ただし、補助金の交付の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出できる場合については、この限りでない。
- (3) その他市長が不適当と認める者

(平29告示63・一部改正)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が発注する除却等を行う事業とする。

2 特定空家等の解体工事を実施する場合には、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者に請け負わせるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却等は、補助対象事業としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した除却等。ただし、正当な理由等により

除却等を着手しなければならなかつたものを除く。

- (2) この要綱による補助金と併せて他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却等
 - (3) 建築物の一部を解体する工事
 - (4) その他市長が不適当と認める除却等
- (平29告示63・旧第5条繰上・一部改正)
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1とし、100万円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(平29告示63・旧第6条繰上・一部改正)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手の前に日光市特定空家等除却費補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 除却等に係る見積書の写し
- (4) 市税等及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(平29告示63・旧第7条繰上・一部改正)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、日光市特定空家等除却費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めないとときは、日光市特定空家等除却費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(平29告示63・旧第8条繰上・一部改正)

(補助対象事業の着手)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに事業着手届（様式第6号）を市長に提出し、補助対象事業に着手しなければならない。

(平29告示63・旧第9条繰上・一部改正)

(申請内容の変更)

第9条 交付決定者が、補助対象事業の申請内容を変更しようとするときは、速やかに日光市特定空家等除却費補助金変更申請書（様式第7号）に、市長が指示する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、日光市特定空家等除却費補助金変更決定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(平29告示63・旧第10条繰上・一部改正)

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに日光市特定空家等除却費補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る工事等の状況写真及び完了写真
- (3) 補助対象事業に要する費用の領収書又は請求書の写し
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に

による届出の写し（補助対象事業が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（産業廃棄物が生じる場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象事業は、当該年度の3月31日までに完了することを原則とする。

（平29告示63・旧第11条繰上・一部改正）

（額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定により提出された報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該補助対象事業が適正に実施されていると認めたときは、補助金の額を確定し、日光市特定空家等除却費補助金交付額確定通知書（様式第10号。以下「確定通知書」という。）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（平29告示63・旧第12条繰上・一部改正）

（交付の請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、日光市特定空家等除却費補助金交付請求書（様式第11号）に、確定通知書の写しを添付し、市長に請求するものとする。

（平29告示63・旧第13条繰上・一部改正）

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、日光市特定空家等除却費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、日光市特定空家等除却費補助金返還命令書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（平29告示63・旧第14条繰上・一部改正）

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平29告示63・旧第15条繰上）

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第63号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5 日光市空き家情報登録制度実施要綱

平成26年1月1日

告示第148号

改正 平成28年10月1日告示第112号

平成29年4月1日告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日光市における空き家の有効利用を通して、定住促進及び市民と都市住民の交流拡大による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が居住又は店舗運営を目的として建築又は購入し、現に居住又は使用していない市内に存在する建物（近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的として建築又は購入された建物及びその敷地を除く。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を除く。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から空き家に関する情報の提供を受け、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供する仕組みをいう。

（平28告示112・一部改正）

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(協定の締結)

第4条 市長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

(1) 仲介業者の推薦

(2) 空き家の所有者等から空き家バンクへの登録の申込みがあった空き家の登録に必要な調査

(3) 空き家の売買又は賃貸借に係る契約交渉の仲介

（空き家の登録申込み等）

第5条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、日光市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に日光市空き家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、宅建協会に対し登録に必要な調査を依頼し、その内容を確認の上、適当と認めたときは、当該空き家を空き家バンク登録台帳に登録する。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、日光市空き家バンク物件登録完了書（様式第3号）により登録申込者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して2年とする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第6条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた登録申込者（以下「物件登録者」という。）は、登録された空き家（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに日光市空き家バンク物件登録事項変更届（様式第4号）に変更内容を記載した登録カードを添えて市長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第7条 市長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録の日から2年を経過したとき又は物件登録者から日光市空き家バンク物件登録取消届（様式第5号）の提出があったときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、日光市空き家バンク物件登録取消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知する。ただし、登録の日から2年を経過したものについては、第5条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(空き家情報の公開)

第8条 市長は、登録物件に関する情報（以下「物件情報」という。）の一部を市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公開するものとする。ただし、物件登録者が公開を希望しない事項についてはこの限りでない。

(利用者の登録)

第9条 物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、日光市空き家バンク利用者登録申込書（様式第7号）に誓約書（様式第8号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みについて市長が適当と認めたときは、当該利用希望者を空き家バンク利用登録台帳に登録し、日光市空き家バンク利用者登録完了書（様式第9号）により利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して2年とする。

(利用者の登録の要件)

第10条 物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、日光市暴力団排除条例（平成24年日光市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員及び日光市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則（平成24年日光市規則第4号）に規定する密接関係者のいずれにも該当しない者で、次のいずれかの要件を満たしているものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他市長が適当と認めた者

(利用者の登録事項の変更の届出)

第11条 第9条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、日光市空き家バンク利用者登録変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第12条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用登録者の登録を抹消するとともに、日光市空き家バンク利用者登録取消通知書（様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第10条に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があつたとき。
- (4) 空き家バンク利用登録者から、日光市空き家バンク利用者登録取消届（様式第12号）の提出があつたとき。
- (5) 空き家バンク利用者登録の日から2年を経過したとき。ただし、第9条第1項の規定による登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(希望物件の申込み及び通知)

第13条 登録物件への入居又は登録物件の使用を希望する利用登録者は、日光市空き家バンク希望物件申込書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあつた場合には、当該登録物件の物件登録者及び宅建協会に対し、申込みがあつたことを通知するものとする
(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第14条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日告示第112号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第47号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

6 日光市商店リフレッシュ事業費補助金交付要綱

平成26年6月30日

告示第88号

改正 平成29年4月1日告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商工業の活性化を図るため、本市において商業を営む者又は空き店舗を利用して営業を開始しようとしている者が市内業者を利用して店舗の改装等を行う商店リフレッシュ事業に要する費用の一部を補助することについて、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平29告示46・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗 市内において未入居状態が1か月以上継続している店舗をいう。

(2) 改装 店舗として利用に供される建物に係る外装工事及び内装工事をいう。

(3) 改修 店舗として利用に供される建物に係る躯体構造物等の維持、修繕及び改築に係る工事をいう。

(4) 設備 店舗として利用に供される建物と一体として取り付けられる機器類をいう。

(5) 高齢化地域 高齢化が進行している地域で次に掲げるものをいう。

ア 日光地域（滝ヶ原地区に限る。）

イ 藤原地域（三依地区に限る。）

ウ 足尾地域

エ 栗山地域

(6) チェーン店加盟者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟している者及び商標等の表示、経営方針、サービス内容、外観等において統一性がある、同一経営体の主導で設置された店舗の管理者をいう。

(平29告示46・一部改正)

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 既存店舗リフレッシュ事業 現に営業している店舗の改装又は改修（設備の設置を含む。以下同じ。）をする事業
- (2) 空き店舗リフレッシュ事業 空き店舗の改装又は改修をし、店舗を開業する事業

（平29告示46・全改）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める補助対象事業を行おうとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納及び公共料金（水道料金及び下水道使用料をいう。以下同じ。）の未納がないこと（補助対象者が法人の場合は、その代表者も同様とする。）。
- (2) 同一の店舗に対し、本市が交付する他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。ただし、店舗の外観の改装又は改修をした場合における内装の改装又は改修に係る同一年度内の補助金等については、この限りでない。
- (3) 補助対象事業の完了後3か月以内に営業を開始し、継続して2年以上店舗を活用することを宣誓すること（空き店舗リフレッシュ事業に係る補助金の場合に限る。）。
- (4) 市内に住所を有していること（チェーン店加盟者に限る。）。

（平29告示46・全改）

（補助対象経費、補助金の額等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、補助対象経費に国、県その他団体からの補助金等が含まれる場合には、当該補助金等の額を差し引いた金額を補助対象経費とする。

2 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費に同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同表の右欄に掲げる額を限度とする。

補助対象事業	補助率	補助限度額
既存店舗リフレッシュ事業	3分の1	30万円（高齢化地域内の店舗に係る補助の場合は、80万円）

空き店舗リフレッシュ ュ事業	2分の1	50万円（高齢化地域内の店舗に係る補助 の場合は、100万円）
-------------------	------	------------------------------------

3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、一の補助対象者につき、1回を限度とする。

（平29告示46・全改）

（補助金の交付要件）

第6条 補助金の交付の要件は、次のとおりとする。

（1） 店舗が、市内に住所を有し、かつ、次のいずれにも該当するもの（以下「対象店舗」という。）であること。

ア 別表第1に掲げる業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種その他市長が不適当と認める業種を除く。）を営むものであること。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗でないこと。

ウ 同一の建物内に区画を設け営業を行うものでないこと。

エ 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とするものでないこと（空き店舗リフレッシュ事業に係る補助の場合に限る。）。

（2） 対象店舗の改装又は改修が次のいずれにも該当するものであること。

ア 市内業者が施工すること。

イ 補助対象者が自ら工事関連資材を購入し施工するものでないこと。

ウ 費用の合計額が10万円以上であること。

（平29告示46・追加）

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、日光市商店リフレッシュ事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなけ

ればならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(平29告示46・旧第6条繰下)

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条に定める報告書に同条に掲げる書類のほか、別表第3に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

2 交付申請をした者のうち第7条第2項ただし書に該当する者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(平29告示46・旧第7条繰下・一部改正)

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、日光市商店リフレッシュ事業費補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(平29告示46・旧第8条繰下・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示46・旧第9条繰下)

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第46号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に申請書を受理しているものに係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

(平29告示46・全改)

大分類	中分類	小分類	備考
卸売業、小売業	各種商品小売業		管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
	織物・衣服・身の回り品小売業		
	飲食料品小売業		
	機械器具小売業		
	その他の小売業		
宿泊業、飲食サービス業	飲食店		管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
	持ち帰り・配達		
	飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	リネンサプライ業を除く。
		理容業	
		美容業	
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業	エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業に限る。
	その他の教育、学習支援業	学習塾	
		教養・技能教授業	
医療、福祉	医療業	療術業	

備考 業種の分類は、統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定により統計基準として定められた日本標準産業分類に定めるものによる。

別表第2（第7条関係）

（平29告示46・一部改正）

添付書類の種類		備考
1	事業計画書	
2	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者から徴収したもの ・補助対象経費及び非補助対象経費を明らかにした明細があるもの

3	店舗の位置図等 (1) 位置図（住宅地図等に対象店舗の位置を明示したもの） (2) 平面図等 (店舗部分及び店舗以外の部分がわかる図面並びに改装工事等の内容が確認できる図面) (3) 改装工事等に係る現況写真 ア 外観の改装又は改修の場合 店舗の二方向からの全景写真 イ 内装の改装又は改修の場合 当該内装部分の施工前の状況写真	
4	法人の登記事項証明書の写し（法人の場合）	
5	市税の滞納及び公共料金の未納がないことが確認できる書類	納税証明書、領収書等
6	空き店舗証明書（様式第2号。空き店舗リフレッシュ事業の場合）	
7	その他市長が必要と認めるもの	

別表第3（第8条関係）

（平29告示46・一部改正）

添付書類の種類		備考
1	請求書の写し	補助対象経費及び非補助対象経費を明らかにした明細があるもの
2	領収書又は振込依頼書の写し	
3	施工中及び施工後の写真	
4	その他市長が必要と認めるもの	

7 日光市空き店舗対策家賃補助事業費補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第43号

改正 平成29年4月1日 告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する商店街の空洞化を抑制するとともに、地域の活性化を図るため、空き店舗を賃借して事業を開始しようとする者に対し、家賃に要する経費の一部を補助することについて、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 市内において未入居状態が1か月以上継続している店舗であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 同一の建物内に区画を設け営業を行う店舗
 - イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) チェーン店加盟者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟している者及び商標等の表示、経営方針、サービス内容、外観等において統一性がある、同一経営体の主導で設置された店舗の管理者をいう。

(平29告示49・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗を賃借して事業を開始しようとする者であって、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 空き店舗を活用し、積極的に事業を営む意欲があること。
- (2) 事業を開始した後2年以上の期間において、空き店舗を活用することを宣誓すること。
- (3) 市税の滞納及び公共料金（水道料金及び下水道使用料をいう。以下同じ。）の未納がないこと（補助対象者が法人の場合は、その代表者も同様とする。）。
- (4) 市内に住所を有すること（チェーン店加盟者に限る。）。
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 他の制度による市の補助金（家賃の補助に関するものに限る。）の交付を受けていないこと。

(平29告示49・一部改正)

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該補助の対象となる店舗の家賃（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、地代、駐車場代その他これらに類する費用を除く。以下単に「家賃」という。）とする。

2 補助金の交付月額は、1か月分の家賃に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(平29告示49・一部改正)

(交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、事業を開始しようとする日の属する月から12か月を限度とする。

2 補助金は原則として、上半期（4月から9月までをいう。）及び下半期（10月から翌年3月までをいう。）の2期に分け、交付するものとする。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金の交付の要件は、次のとおりとする。

(1) 空き店舗を利用した新たな店舗が、別表に掲げる業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種その他市長が不適当と認める業種を除く。）を営むものであること。
ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 空き店舗を所有する者（当該空き店舗を所有する者が法人の場合は、その代表者）と補助対象者（当該補助対象者が法人の場合は、その代表者）とが、生計を一にせず、及び二親等以内の親族でないこと。

(3) 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転する場合において、移転することにより、移転前の店舗を空き店舗とするものでないこと。

(平29告示49・追加)

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、日光市空き店舗対策家賃補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 店舗の位置図（住宅地図等に対象店舗の位置を明示したもの）
- (3) 店舗平面図（店舗以外の用途部分がある場合は、当該部分が明記されたもの）
- (4) 法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (5) 市税の滞納及び公共料金の未納がないことが確認できる書類
- (6) 空き店舗証明書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の交付申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(平29告示49・旧第6条繰下・一部改正)

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助の対象となる期間の家賃の支払いが完了したときは、規則第13条に定める報告書に同条に掲げる書類のほか、支払額を証する領収書等の写しを添付して市長に報告しなければならない。

2 交付申請をした者のうち第7条第2項ただし書に該当する者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(平29告示49・追加)

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助の対象となる期間の家賃の支払いの完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、日光市空き店舗対策家賃補助事業補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(平29告示49・追加)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示49・旧第7条繰下)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第49号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の日光市空き店舗対策家賃補助事業費補助金交付要綱第6条の規定により交付の申請をした補助対象者に係る補助対象経費、交付要件及び交付申請については、改正後の日光市空き店舗対策家賃補助事業費補助金交付要綱第4条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

(平29告示49・追加)

大分類	中分類	小分類	備考
卸売業、小売業	各種商品小売業		管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
	織物・衣服・身の回り品小売業		
	飲食料品小売業		
	機械器具小売業		
	その他の小売業		
宿泊業、飲食サービス業	飲食店		管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
	持ち帰り・配達		
	飲食サービス業		
生活関連サービス業、美容・浴場業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	リネンサプライ業を除く。
		理容業	
		美容業	
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業	エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業に限る。
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾	
		教養・技能教授業	
医療、福祉	医療業	療術業	

備考 業種の分類は、統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定により
統計基準として定められた日本標準産業分類に定めるものによる。

別表第2（第7条関係）

（平29告示46・一部改正）

添付書類の種類		備考
1	事業計画書	
2	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none">市内業者から徴収したもの補助対象経費及び非補助対象経費を明らかにした明細があるもの
3	店舗の位置図等 (1) 位置図（住宅地図等に対象店舗の位置を明示したもの） (2) 平面図等 (店舗部分及び店舗以外の部分がわかる図面並びに改裝工事等の内容が確認できる図面) (3) 改裝工事等に係る現況写真 ア 外観の改裝又は改修の場合 店舗の二方向からの全景写真 イ 内装の改裝又は改修の場合 当該内装部分の施工前の状況写真	
4	法人の登記事項証明書の写し（法人の場合）	
5	市税の滞納及び公共料金の未納がないことが確認できる書類	納税証明書、領収書等
6	空き店舗証明書（様式第2号。空き店舗リフレッシュ事業の場合）	
7	その他市長が必要と認めるもの	

別表第3（第8条関係）

（平29告示46・一部改正）

添付書類の種類		備考
1	請求書の写し	補助対象経費及び非補助対象経費を明らかにした明細があるもの

2	領収書又は振込依頼書の写し
3	施工中及び施工後の写真
4	その他市長が必要と認めるもの